社会福祉法人　春日市社会福祉協議会

例　規　規　程

昭和６３年　４月　１日制定

平成１４年　３月２７日一部改正

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めるもののほか、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における例規の種類、書式について必要な事項を定めるものとする。

（種類）

第２条　例規の種類は、規程、細則、通達及び公告とする。

２　規程とは、本会の業務運営の基本原則に関する定めをいう。

３　細則とは、規程を施行するために必要な定めをいう。

４　通達とは、本会の業務に必要な命令をいう。

５　公告とは、法令その他の必要に基づき本会の業務に関し、一般に周知させるものをいう。

（例規の制定）

第３条　規程は理事会の議決を経て、会長が定める。

２　細則は会長が定める。

３　通達は会長が発する。

４　公告は会長名又は本会名とする。

（例規の書式及び形式）

第４条　例規の書式及び形式は、様式第１号から様式第４号までによるものとする。

附　則

この規程は、昭和６３年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１４年　４月　１日から施行する。

様式第１号（規　程）

春日市社協規程第○○号

社会福祉法人春日市社会福祉協議会○○○○規程を次のとおり定める。

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人春日市社会福祉協議会

会　長　　○　　○　　○　　○

社会福祉法人春日市社会福祉協議会○○○○規程

（ヽヽヽヽ）

第１条　ヽヽヽヽ

様式第３号（通　達）

○○社協通達第　　号
平成　　年　　月　　日

○○○○殿

社会福祉法人春日市社会福祉協議会
会　長　　○　　○　　○　　○

○○○○○○○○○○○○について（通達）

ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関し、次のとおり通達する。
1　ヽヽヽヽヽヽヽヽ
2　ヽヽヽヽヽヽヽヽ

様式第４号（公　告）

ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに基づきヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽとする。

社会福祉法人春日市社会福祉協議会
会　長　　○　　○　　○　　○

又は

春日市昇町３丁目１０１番地
社会福祉法人春日市社会福祉協議会